

麻生商店街振興組合諸規約・規定

1、理事者留意

理事者は組合創立の理念を忘れることなく、組合を代表するとの自覚と認識・責任を以って定款及び規約・法令などの遵守と総会及び理事会決議の誠実な実行に努める。

また、地域への関心や愛着を発露とする協働・連携・協力を盛んにし街発展や商店街の振興に傾注と尽力を惜しまない。

○理事活動：健康・家族・仕事を組合活動に勝る優先事項とし、組合運営と事業活動の執行に際しては理事会共有の責務とする。

また、総会・理事会への出席と欠席の場合の資料確認は励行し、組合が主催する行事や地域行事には積極的に参加、参加者との交流を求めると共に協力スタッフへの感謝や慰労を忘れない。

○事業担当：関連情報の収集や企画立案・実施要項などの作業指示と協力者との親睦交流などの主導に努める。

○情報収集：地域・組合に関する情報・資料の収集に努め、組合員要望や消費者などの志向変化などの把握に努める。

○必要経費：理事活動に要する経費は、明細記録と共に帳票を添えて事務局に30日以内を原則に提出、専務理事への報告は事前・事後を問わず励行する。

2、理事者心得

○認識の共有努力

- ①定款、事業計画、予算案、事業計画などの組合運営に関する理解
- ②組合変遷、地域状況、環境変化に対する知識

○自己管理

健康管理、家族友和、仕事優先、年長者敬意、地域愛着

○会議決定の尊重

- ①総会・理事会・委員会決定事項の尊重
- ②関連情報の積極的な収集・開示・提供

3、理事会規定

○招 集：期日の1週間前に理事長が招集する。

- ①予定議案を記載、②委任状を添付

- 出 欠：出欠有無を必ず連絡、欠席の場合は会議資料を確認する。
①委任状の回収、②出席の事前再確認
- 準 備：事業担当理事は提案事項の掌握・説明準備に努める。
①依頼資料の収集、②会議資料の作成、③関連出席者の調整
- 議 案：作成を要する企画提案原稿等は事前に事務局に依頼する。
- 議 事：理事長が議長を担当、不在のときは次席理事者が担う。
＊議長指名で発言、議事進行の迅速に協力
- 採 決：出席者（委任状出席含む）の過半数で決定、反対は理由表明を要し、黙認の場合は賛成と記録する
- 議事録：筆記と録音で作成、出席者は確認して署名押印する。
①議事録・会議資料の保管、②出席者記録

4、役員報酬規定

- 予算案に計上、総会承認により決定する。
- 役職、活動成果、担当職務の難易などを考慮して理事会で協議決定する。
- 報酬は理事会承認を経て半期毎に支給する。
- 欠損発生や責務放棄などの場合、報酬返上を優先する。

5、交際費規定及び基準

- 組合の理解者及び協力者などとの交流・懇親を目的に、組合運営や事業推進における活動費に準じて活用する。
- 専務理事の承認を原則とし、費用明細（日時・場所・人数・目的など）を添付する。
- 経費基準は下記を参考にし、例外については専務理事判断を優先し前例とする。

【支出基準】

喫茶・軽食	一人1, 000円以内	10人以上は事業経費に計上
会食・酒席	一人3, 000円以内	
贈答・謝礼	一人5, 000円以内	

6、旅費・交通費規定及び基準

○理事会報告を原則とする会議・行事出席を対象とする。

○専務理事の承認を原則とし、業務内容（日時・場所・目的など）を添付する。

○支給は下記基準を参考にし、例外については専務理事判断を優先し前例とする。

○交通費・謝礼などを他から受領する場合は対象外とする。

○1年度の支給総額は予算案に基づき、超過の場合は顧問税理士の助言を尊重する。

【支給基準】

麻 生	1 千円／2 時間	①緊急・体調不良・酒席などの場合はタクシー利用可
北 区	2 千円／1 時間	②駐車場代は支給
市 内	3 千円／1 時間	③自家用車使用の時は、ガソリン代を支給
市 外	8 千円／日	④宿泊・交通費は実費、報告書作成は別途規定を参照

7、発注規則

○物品購入・作業依頼などの発注は、組合員並びに地域業者を優先し、協力業者などへの発注は理事会の事前承認を原則とする。

○5 万円以上の購入は専務理事の承認を原則とする。

○10 万円以上の購入は2 社以上の見積りと理事会承認を要する。

○10 万円未満の購入は専務理事の承認と理事会報告を原則とする。

○30 万以上の購入・発注は顧問税理士の事前承認を必須とする。

○理事・監事に関わる事業所への発注は、事前に理事会・顧問税理士承認を要し、当該理事の採決参加は不可とする。

8、会計処理要領

○領収書宛名は、「麻生商店街振興組合」又は「あさぶ商店街」とする。

○請求書や納品書が無い時は、領収書裏面に明細記入する。

○立替の場合は、発効日から1週間以内に処理する。＊要！専務理事承認

○購入・出金・発注などは専務理事の事前了解を要する。

○会計処理の最終判断は顧問税理士の判断を優先する。

9、委員会規則

○理事会の諮問機関である委員会の活動は、理事会承認を前提とする。

○委員は理事会承認を原則とするが、委員長は出席委員の推薦により決定する。

○委員会は会議及び活動記録を担当理事に提出することを原則とする。

○委員会に係わる経費は、特別会計の記帳報告を原則とする。

○委員会活動に費消する5万円以上の支払いについては、担当理事の承認を要する。

10、作業委託規定及び基準

○理事会及び専務理事・事業担当理事が承認・依頼する作業を対象とする。

【支出基準】作業の簡易・不履行などの場合は減額

企画立案①	10,000円	50万円以内予算・2日以内の催事・事業
々 ②	理事会検討	100万円以上予算・3日以上 of 催事・事業
々 ③	理事会検討	特例・特殊催事・事業
事業計画①	30,000円	検討・申請など資料の作成含む
文書作成②	3,000円	A4サイズ1枚＊写真挿入は別途
報告集計	5,000円	写真挿入・グラフ作成含む＊A4サイズ1枚
準備作業	1万円以内	作業指示
々	3万円以内	作業一任
々	理事会検討	2日以上 of 期間
催事運営	理事会検討	2日以内 of 運営責任
事業運営	理事会検討	設定する期間内 of 進捗責任
時間拘束	750円／h	時給、1日8,000円以内
会計作業	800円／h	時給、1日8,000円以内
記録整理	800円／h	単純作業を対象
記録集約	5,000円	1ページ
委員会手当	5,000円	会議・催事 of 出席＊遠方者 of 交通費は別途
特異技能	10,000円	
申請業務	3,000円	交通費別途
単純作業	800円	時給、1日8,000円以内

専門作業	1500円	時給、要資格・特殊用具・車両
講師要請	20,000円	事業指導・講演*学識経験者
々	規定額	補助事業の場合は対象規定を順守

11、慶弔規定

- 1、在籍する組合員と役員・事務職員に適用するほか、顧問・相談役・組合功労者及び継続的に連携協力する団体の代表者等を対象とする。
- 2、本規定以外の適用並びに対象については、三役理事の判断とする。
- 3、役員経験は累積も可とする。

○弔 慰（組合訃報告知はFAX送信、連携団体訃報は理事会報告）

*規定以外は三役理事の判断とし、本規定の改廃は理事会に諮って行う。

①組合員・役員本人若しくは配偶者・両親に対する弔意

区 分	供花	供物	弔電	香料		備 考
加入1年未満	—	—	○	—	0	
1年以上	—	—	○	○	0	
5年以上	—	—	○	○	5,000	
10年以上	○	—	○	○	10,000	
創立組合員	○	—	○	○	15,000	退会は除く
役員経験5年以上	—	—	○	○	5,000	理事・監事
10年以上	○	—	○	○	10,000	
三役経験5年以上	—	—	○	○	10,000	平成6～21年は除く
10年以上	○	○	○	○	20,000	々

【注】平成15～21年間の三役理事並びに理事については、三役会判断とする。

②顧問・相談役・功労者若しくは配偶者・両親

区 分	供花	供物	弔電	香料		備 考
顧問・相談役	○	—	○	○	10,000	委嘱は理事長
功労者	○	—	○	○	10,000	理事会決定
連携・協力団体	—	—	○	△	0	三役会判断

○罹病・怪我・罹災見舞い

入院は15日間以上を対象とする。

区 分	見 舞 金	備 考
罹 病・本 人	5,000円	1ヶ月以内
	10,000円	長期入院・手術の場合は別途協議する
配偶者	5,000円	
罹 災	5,000円	

○慶 祝

区 分	御 祝 金	備 考
叙勲・表彰など	10,000円	祝賀会開催時は祝電など
周年記念式など	10,000円	祝賀会開催時は祝電など

12、表彰規定

○上部団体の規定・指導により、理事会が表彰対象に推薦する。

○功労賞は理事会において決定する。

13、危機管理対策

○商店街区及び周辺地域並びに通勤通学地域の安心安全と避難収容支援を対象として、「自主防災組織規約」に基づき「防災・警防計画」の作成検討を定期的に行う。

また、非常用備品倉庫の物品管理と点検・補充も定期に実施する。

あさぶ商店街自主防災組織規約

(名 称)

第1条 この組織は、「あさぶ商店街自主防災組織」と称する（以下「本組織」と言う）。

(会 員)

第2条 本組織は、麻生商店街振興組合に加盟する組合員をもって構成する。

(目 的)

第3条 本組織は、組合員の相互扶助精神に基づいて地震や火災その他の災害による被害軽減を図ると共に、地域住民や来街者の一時救難を目的とする。

(事 業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- (1) 防災知識の普及や災害時における情報収集・救護・避難誘導などの応急対策
- (2) 一時避難に要する資器材・備品の管理保管
- (3) その他、本組織の目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第5条 本組織の事務局を設置し、あさぶ商店街事務所に置く。

(役 員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2～3名
- (3) 指令責任者 1名
- (4) 資器材責任者 1名
- (5) 情報責任者 1名
- (6) 地区責任者各 1名
- (7) 事務局責任者 1名

2、役員は、理事会推薦を優先して選出する。

3、役員の任期は2年とする。但し、再任することができる。

(役員の任務)

第7条 本部長は、本組織を代表し平常時及び災害発生時における活動の指示、総括を行う。

2、副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときその職務を行う。

3、指令責任者は、本組織の事業計画立案及び活動推進と災害発生時の対策指揮に当たる。

4、資器材責任者は、倉庫管理及び定期点検と災害発生時における資器材の活用を担う。

5、情報責任者は、連絡網の整備と災害発生時における情報受発信の中継を担う。

6、地区責任者は、現況の把握と災害発生時の対策本部と連携する対策活動を行う。

7、事務局は、会議資料の作成や対策活動の記録及び会計を担う。

(会 議)

第8条 本組織に関する事項は、理事会において決定する。

(班の設置)

第11条 本組織は、第4条の事項を遂行するために、次の部及び班を置く。

(1) 対策本部 : 活動統括

(2) 事務局班 : 災害情報の収集や広報、避難者の安否確認

(3) 救出救護班 : 負傷者の救出や応急手当

(4) 避難誘導班 : 避難誘導や一時避難の対応

(5) 給食給水班 : 給水や食糧の配給手当

(6) 地区担当班 : 担当地区の状況把握と本部指示の活動

2、班員は、理事および組合員の中から選任する。

3、各班に副班長あるいは世話役を置くことができる。

(地区の防災計画)

第12条 本組織は、被害の防止及び軽減を図るために地区の防災計画を作成する。

(1) 地震等の発生時における本組織の構成及び任務分担に関する事

(2) 防災知識の普及に関する事

(3) 防災訓練の実施に関する事

(4) 地震等の発生時における応急活動に関する事

(5) その他必要な事項

(経 費)

第13条 本組織の運営に関する経費は、組合事業費をもって当てる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から実施する。

あさぶ商店街防災・警防組織

本部長：理事長

副本部長：副理事長

— 指令責任者：専務理事	— 地区責任者・ダイエー
— 資器材責任者：副理事長	・ 東光ストア
— 情報責任者：理事（情報発信事業担当）	・ 南地区
— 事務局：事務局	・ 東西地区
	・ 北地区

避難場所：組合事務所、Cafe 亜麻人、組合駐車場

プチトマト、覚王寺、東光ストア、ダイエー、観音寺、堂前ビル